

# 定 款

新日本空調株式会社

# 新日本空調株式会社 定款

## 第1章 総 則

### (商 号)

第1条 当会社は新日本空調株式会社と称し、英文では Shin Nippon Air Technologies Co., Ltd. とする。

### (目 的)

第2条 当会社は次の業務を営むことを目的とする。

1. 空気調和、冷暖房、換気、温湿度調整、除塵、除菌に関する設備の設計、監理ならびに工事請負
2. 冷熱プラント、冷凍、冷蔵、空気処理などに関する設備の設計、監理ならびに工事請負
3. 給排水、衛生および防災に関する設備の設計、監理ならびに工事請負
4. 電気および電気通信に関する設備の設計、監理ならびに工事請負
5. 公害防止および廃棄物処理など環境保全設備の設計、監理ならびに工事請負
6. 建築および土木工事の設計、監理ならびに工事請負
7. 第1号乃至第6号に関連する装置および機器の製作、売買ならびに設置工事
8. 空調設備、給排水設備、電気設備等のエネルギー消費の効率向上、環境負荷低減等に関するシステムの設計、施工、運転、監視ならびにそれらのコンサルティング業務
9. 前各号に関連する設備、装置および機器の保守管理
10. その他前各号に付帯する業務

### (本店の所在地)

第3条 当会社は本店を東京都中央区に置く。

### (機 関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

### (公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載しておこなう。

## 第2章 株 式

### (発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、84,252,100株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主の権利は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する手続および手数料は、法令または本定款のほか取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

当会社の株主名簿、新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

### 第3章 株主総会

(招集時期)

第12条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合にそのつど招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役が招集し、議長となる。当該代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもっておこなう。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもっておこなう。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主または代理人は、総会毎に、代理権を証明する書面を提出するものとする。

(議事録)

第18条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、10年間本店に、その謄本を5年間支店に備置く。

## 第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。

当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選 任)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

選任決議には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。

取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任 期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会の決議によって代表取締役3名以内を選定し、その内1名を社長とする。

取締役会の決議によって取締役の中から会長1名を選定することができる。

(招集者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役が招集し、議長となる。当該代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。  
取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開催することができる。

(決議の省略)

第25条 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第26条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名して、10年間本店に備置く。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項については、法令および本定款に定めがあるもののほか、取締役会の定める取締役会規程による。

(重要な業務執行の決定の委任)

第28条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。  
当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役または使用人である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(執行役員)

第31条 取締役会の決議によって、執行役員を定め、当会社の業務を分担して執行させることができる。  
取締役会の決議によって、執行役員の中から役付執行役員を定めることができる。

## 第5章 監査等委員会

(常勤監査等委員)

第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(招集通知)

第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。  
監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、監査等委員会を開催することができる。

(議事録)

第34条 監査等委員会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名して、10年間本店に備置く。

(監査等委員会規程)

第35条 監査等委員会に関する事項については、法令および本定款に定めがあるもののほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

## 第6章 会計監査人

(選 任)

第36条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任 期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  
定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当の基準日)

第40条 当会社は、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をおこなうことができる。

(配当の除斥期間)

第41条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。  
なお、未払の配当には利息をつけない。

## 附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、第51回定時株主総会終結前の行為に関する同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

### 沿革

1969年10月1日 制定  
1973年5月30日 改訂  
1974年5月29日 改訂  
1975年5月29日 改訂  
1980年6月27日 改訂  
1982年6月29日 改訂  
1983年6月29日 改訂  
1985年6月28日 改訂  
1988年6月29日 改訂  
1989年6月29日 改訂  
1991年6月27日 改訂  
1992年6月26日 改訂  
1993年6月29日 改訂  
1994年6月29日 改訂  
1996年6月27日 改訂  
1998年6月26日 改訂  
1999年6月29日 改訂  
2002年6月27日 改訂  
2003年6月24日 改訂  
2004年6月24日 改訂  
2005年6月23日 改訂  
2006年6月23日 改訂  
2009年6月24日 改訂  
2014年6月20日 改訂  
2015年6月19日 改訂  
2019年6月21日 改訂  
2020年6月26日 改訂